

## 審 査 基 準

令和 7 年 3 月 21 日 作成

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| 法 令 名：道路交通法施行規則                                   |
| 根 拠 条 項：第30条の11第 1 項                              |
| 処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付                             |
| 原権者（委任先）：京都府公安委員会                                 |
| 法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第 2 項（運転経歴証明書の再交付の申請）   |
| 審 査 基 準：判断基準は、法令に定めるところによる。                       |
| 標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては 1 日、各警察署交通課においては 3 週  |
| 申 請 先：交通部運転免許試験課免許申請係、同課京都駅前運転免許更新センター申請係又は警察署交通課 |
| 問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許申請係（電話075-631-5181 内線278）     |
| 備 考：                                              |